

五島市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和2年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年2月26日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

2五監第863号
令和3年2月26日

五島市議会議長 谷川 等 様
五島市長 野口 市太郎 様

五島市監査委員 橋本 平馬
五島市監査委員 神之浦 伊佐男

令和2年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和2年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の状況について、令和3年8月25日までに本職に通知ください。

記

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査）

第3 監査の対象

1 対象団体及び所管部局

(1) 五島市防犯協会負担金

ア 財政援助団体 五島市防犯協会

イ 所管部局 総務企画部（総務課）

(2) 五島長崎国際トライアスロン大会負担金

ア 財政援助団体 五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会

イ 所管部局 地域振興部（スポーツ振興課）

(3) 五島市花いっぱい運動推進協議会事業費補助金

ア 財政援助団体 五島市花いっぱい運動推進協議会

イ 所管部局 建設管理部（管理課）

2 対象項目

令和元年度に財政的援助（補助金又は負担金）を与えている団体の当該財政的援助

に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の着眼点

1 対象団体関係

- (1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われ、精算報告は適正に行われているか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (5) 団体の監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。また、定期的に証憑書類と記帳を第三者がチェックする機能があるか。監査の報告が適正になされているか。

2 所管部局関係

- (1) 補助金及び負担金（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (3) 補助金等の交付目的、補助等対象事業及び条件の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (6) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。また、目的達成に向け事業効果が図られているか（事業報告、実績報告、事情聴取等）。

第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ財政援助団体及び所管部局から財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について財政援助団体及び所管部局職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 監査の期間 令和2年10月23日から令和3年2月24日まで

2 実施場所 監査委員事務局等

(1) 説明聴取

ア 実施場所 五島市役所3階第2委員会室及び五島振興局4階C会議室

イ 日 程 令和3年2月12日及び同月15日

(2) 講評会

ア 実施場所 五島市役所2階2-A会議室

イ 日 程 令和3年2月24日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項及び指導事項を除き、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

I 五島市防犯協会負担金

1 財政援助団体：五島市防犯協会

(1) 指摘事項

ア 五島市防犯協会負担金について

五島市防犯協会（以下「防犯協会」という。）は、予算の歳出総額に対する歳入額の不足額として、市から1,025,000円の負担金の交付を受けて活動を行っており、令和元年度歳入歳出決算において、役務費及び地域安全活動費の執行残並びに予備費の未執行により繰越金257,238円が生じている。市に求める負担金の額については、予備費を例年どおりの額とするなど予算額を精査して多額の繰越金が生じないように減額されたい。

イ 補助金の交付等について

防犯協会から他の団体に対し補助金を交付しているが、当該補助金に関する規程がなく事業の目的、対象事業の内容等を確認できない。補助金の交付に関する規程を整備し、事業の内容、対象経費、使途の適正性、効果等について確認するとともに、必要に応じて補助金を見直されたい。

また、防犯協会から補助金の交付を受けている団体で、市からも補助金の交付を受けているものがあるので、事業内容等が重複していないか精査するとともに、当該団体の代表が、防犯協会の会長と同一人であるから、民法（明治29年法律第89号）第108条の双方代理に関する規定に留意されたい。

ウ 分担金について

電光掲示板及び啓発用ポスター作成費の分担金については、関係団体と協議して決定したとのことであるが、防犯協会として意思決定した書類等がないので、分担金の根拠等を明確にして決裁を受けるべきである。

エ 物品出納簿の整備について

切手を購入しているにもかかわらず、金券（切手等）を購入し、又は使う際に記入する物品出納簿が整備されていない。五島市準公金取扱事務処理規程（平成27年五島市訓令第4号。以下「準公金規程」という。）第6条第1項第4号の規定に基づき保管の適正化に努めるとともに、同条第2項第2号の規定に基づく物

品出納簿を整備されたい。

オ 備品管理台帳の整備について

軽自動車を所有しているにもかかわらず、備品を購入した場合に記入する備品管理台帳が整備されていない。準公金規程第6条第2項第3号の規定に基づく備品管理台帳を整備されたい。

(2) 指導事項

ア 預金通帳の印鑑の保管について

預金通帳の印鑑を事務局（総務企画部総務課）の金庫で保管し、担当者が保管者となっている。準公金規程第6条第1項第3号の規定により銀行届出印は経理責任者が別に保管するなど、事故防止に努められたい。

イ 支出伺及び収入伺について

支出負担行為支出命令書及び収入命令書に内容を確認できる書類が添付されていないものがある。準公金規程第5条第1項第2号に「支出伺及び収入伺は、証拠書類を添付して整理保管すること。」と規定されているから、支出負担行為支出命令書及び収入命令書には、その根拠となる内容を確認できる書類を添付して決裁を受けられたい。

(3) 意見

ア 監査について

監査については、監事により決算の監査が実施されており、決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点からの監査が行われているところである。

準公金規程第7条第2項は、「監事には実査を行える者を充てるなど、チェック機能が実効性あるものとなるよう努めるものとする。」と規定しているから、監査に当たっては、預金通帳と収入支出整理簿との突合を行うこと等により、会計経理が適正に処理されているかという合规性の観点から実査ができるような体制整備に取り組まれたい。

イ 収入の確保等について

防犯協会は、市からの負担金を令和元年6月18日に収入したことから、平成31年4月16日請求の軽自動車車検代を令和元年6月18日に、平成31年4月22日請求のポスター作成費を令和元年6月20日に、令和元年5月9日請求の軽自動車税を同年6月25日にそれぞれ支払っており、支払が遅延している。

その原因は、令和元年度の理事会を令和元年6月3日に開催したため、令和元年度予算の成立が遅れ負担金の請求が遅くなったことによるものである。したがって、理事会を早く開催し、予算の早期成立を受けて負担金を請求することとされたい。また、予算が成立するまでの予算の執行方法について、規約に定めるなどの措置を検討されたい。

2 所管部局：総務企画部（総務課）

(1) 指摘事項

ア 防犯協会負担金について

市は、防犯協会に1,025,000円の負担金を交付しており、防犯協会の令和元年度歳入歳出決算において、役務費及び地域安全活動費の執行残並びに予備費の未執行により繰越金257,238円が生じている。財政援助団体の決算に多額の繰越金がある場合には、負担金の必要性及び金額を精査して適正なものとされたい。

イ 準公金の取扱いについて

防犯協会の現金等を準公金として取り扱うことについては、準公金規程第3条第4項が「取扱いが必要な理由等を付して、所管係又は班の属する課及び室等の長の決裁を受けるものとする。」と規定するところ、当該決裁を受けていない。

防犯協会の準公金を取り扱う総務企画部総務課は、準公金規程を所管する部局であるから、準公金規程に基づき適正な事務処理を行われたい。

また、防犯協会は経理に関する規程を定めていないので、準公金規程第3条第5項の規定により、防犯協会に対して当該規程を定めるよう指導されたい。

ウ 準公金の管理について

準公金規程第6条第3項の規定では、帳簿は、年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならないとなっている。また、この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定めることとなっているところ、市は、点検についての具体的実施方法を定めておらず、当該事務に従事していない職員による点検を受けていない。内部統制が有効に機能するよう準公金規程第6条第3項の規定に基づき事務処理されたい。

エ 職務専念義務の免除の承認について

防犯協会の事務に従事するに当たり、当該事務が五島市組織規則（平成16年五島市規則第4号。以下「組織規則」という。）第4条第1項の分掌事務及び職員の事務分担表に定められておらず、五島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年五島市条例第32号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を受けていない。

職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定され、五島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に「公益を目的とする団体、委員会等の業務に報酬を得ないで非常勤として従事する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受

けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ。」と規定されているから、防犯協会に関する事務について職員の事務分担表等に記載することにより市の事務として取り扱うことを明らかにし、又は当該事務に従事することについて職務に専念する義務の免除の承認を受けられたい。

II 五島長崎国際トライアスロン大会負担金

1 財政援助団体：五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会

(1) 指摘事項

ア 正当債権者以外のものへの支払について

正当債権者から受領の権限を受任したことを証する書類等（以下「委任状等」という。）を徴することなく、正当債権者と異なる名義の口座に消耗品代を支出している。後の紛争を避けるためにも、委任状等を徴すべきである。

イ 旅行の依頼について

旅行の内容を記載した書面により旅行の依頼を行うことなく、旅費を支出している。旅行を依頼するときは、当該旅行の内容を明確にするため、書面により旅行を依頼したうえで旅費を支出されたい。

ウ 翌年度大会参加料の当年度予算への計上について

平成30年度に収入した翌年度大会の選手参加料（以下「翌年度大会参加料」という。）の収入金については、平成30年度の調定伝票を起票せず、五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会会計規則（以下「会計規則」という。）に定めのない収入命令書により平成31年度の収入金として起票しており、平成30年度の予算及び決算に計上していない。

会計規則第2条は、会計年度について「毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。」と規定し、会計規則第7条は、収入の調定について「実行委員会の収入の原因となる行為をしようとするときは、調定伝票によりあらかじめ会計責任者の決裁を受け、収納しなければならない。」と規定しているから、平成30年度の収入金である翌年度大会参加料は、平成30年度の予算に計上して調定伝票で受け入れ、令和元年度に前年度繰越金として処理すべきである。

また、収入事務を収入命令書により行うのであれば、会計規則に収入命令書を規定するよう改正されたい。

エ 会計経理について

平成30年度に収入した翌年度大会参加料の出納簿が整備されていない。翌年度大会参加料については、準公金規程第6条第2項に準公金の出納及び管理の状況を明らかにするために出納簿を整備すると規定されているから、出納簿を整備すべきである。

オ 負担行為事項の伺いについて

負担行為事項の伺いについて、会計規則第8条が「予算を執行しようとする

きは、あらかじめ支出負担行為伺書により会計責任者の決裁を受けなければならない。」と規定しているところ、契約を締結しているにもかかわらず、支出負担行為伺書を起票することなく、会計規則に定めのない支出負担行為決議書兼支出命令書で支出しているものが複数見受けられた。会計規則に基づき、支出負担行為伺書を起票し、会計責任者の決裁を受けるべきである。

また、契約の締結を伴わない支出事務を会計規則に定めのない支出負担行為決議書兼支出命令書により行っているが、会計規則に定める会計帳簿のほかには本件帳票で支出事務を行うのであれば、本件帳票を会計規則に定めるよう改正されたい。

カ 契約事務について

契約書に印紙が貼付されていないもの、契約保証金について決裁伺いに記載がないもの、契約書の印鑑と請求書の印鑑が相違しているものが散見された。契約事務については、準公金規程第5条第2項に基づき、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）を参考に事務処理すべきである。

(2) 指導事項

ア 返金された選手参加料について

口座相違により預金口座に選手参加料が返金されたところ、当該返金された選手参加料を預金口座に入金するための伝票を起票していないことから、預金と帳簿書類の額が一致していない。出納事務に際しては、準公金規程第5条第1項第1号に、現金等を受払する場合は経理責任者の決裁を受けることと規定されているから、預金と帳簿書類の額が一致するよう、返金された現金の戻入伝票を起票し、決裁を受けるべきである。

イ 資金前渡金について

返納すべき資金前渡金について、精算するまでに1か月を要している。盗難や紛失などのリスクを軽減するためにも、速やかに精算返納すべきである。

なお、返納が生じない資金前渡金については、支出負担行為決議書兼支出命令書に領収証等を添付して完結しており、準公金規程第5条第1項第4号の規定による「領収証又はこれに代わる証拠書類を添付して精算すること」を行っていない。返納が生じない資金前渡金については、領収書等を添付した支出負担行為決議書兼支出命令書に精算の確認欄を設け、あるいは出納簿に精算欄を設けて、命令権者から精算の決裁を受けるべきである。

ウ 現金の保管について

受領した寄附金について、預金通帳と一緒に金庫に保管したまま、預金口座への入金が遅れているものが見受けられた。準公金規程第6条第1項第2号の規定（所管課等において現金を保管する場合は、保管金額及び保管期間を必要最小限にとどめ、かつ、所定の金庫に保管するなど事故防止に万全を期すこと。）に基づ

き、速やかに預金口座に入金すべきである。

(3) 意見

ア 契約事務について

契約事務については、限られた職員の中で短期間で現場を準備しなければならず、大会準備の品質を確保するために、随意契約に関する会計規則第17条第2項第5号の「これまでの信用実績等を考慮して会計責任者が特に定めた場合には、見積書の徴収の省略をすることができる。」という規定を適用して、特命随意契約を締結しているものが散見された。更に「会計責任者が特に定めた場合」の定めもなく運用し、毎年度行う契約を同一業者に発注している。

その理由は、6月に開催する大会の準備を当該年度の4月から開始するため、契約から事業完了まで人員及び時間に余裕がないので、競争入札に付することができず、複数の見積りを徴する状況にないからとのことである。しかしながら、(1)ウにおいて述べたとおり、翌年度（令和元年度）大会参加料の収入金は、当年度（平成30年度）の歳入予算に計上して処理すべきであるから、当該歳出予算に翌年度（令和元年度）大会開催のための経費を計上することができるものである。翌年度大会開催のための予算を当年度大会の予算と別会計にして、開催準備に早期に着手すること等により、業務量の平準化を検討されたい。

また、会計規則は、第16条において「実行委員会に関する契約は、随意契約の方法により締結する」と定めているが、準公金規程は、第5条第2項において「契約に際しては、財務規則を参考とし、入札又は見積合わせなどにより競争性を確保するとともに、契約先が特定の業者に偏ることのないよう努めるものとする。」と規定するから、会計規則を改正して競争入札を導入すべきである。

なお、契約手続きに際しては、競争入札とできないかを十分に検討し、やむを得ず随意契約の方法による場合は、随意契約のデメリットである受注機会が広く与えられない、相手方が固定化し公正な取引を阻害するおそれがある、競争原理が働かず契約金額が高止まりするなどといったことを十分認識したうえで、負担金の原資が市民からの貴重な税金であることを踏まえ、市民に理解を得られるよう経済性と透明性の確保に努められたい。

イ 監査について

監査については、監事により決算の監査が実施されており、決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点からの監査が行われているところである。

準公金規程第7条第2項は、「監事には実査を行える者を充てるなど、チェック機能が実効性あるものとなるよう努めるものとする。」と規定しているから、監査に当たっては、預金通帳と収入支出整理簿との突合を行うこと等により、会計経理が適正に処理されているかという合規性の観点から実査ができるような体制整

備に取り組まれない。

2 所管部局：地域振興部（スポーツ振興課）

(1) 指摘事項

ア 準公金の管理について

準公金規程第6条第3項の規定では、帳簿は、年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならないが、この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定めることとなっているところ、当該事務に従事していない職員による点検を受けてはいるものの、点検についての具体的実施方法を定めていない。

内部統制が有効に機能するよう、点検についての具体的実施方法を定められたい。

イ 職務専念義務の免除の承認について

五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務に従事するに当たり、当該事務が組織規則第4条第1項の分掌事務及び職員の事務分担表に定められておらず、五島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による職務に専念する義務の免除の承認を受けていない。

職員は、地方公務員法第35条に「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定され、五島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条に「公益を目的とする団体、委員会等の業務に報酬を得ないで非常勤として従事する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ。」と規定されているから、実行委員会に関する事務について職員の事務分担表等に記載することにより市の事務として取り扱うことを明らかにし、又は当該事務に従事することについて職務に専念する義務の免除の承認を受けられたい。

(2) 意見

ア 負担金の支出の時期について

大会参加料としての多額の預金があるにもかかわらず、負担金を5月に2回に分けて前金で支出しているが、実行委員会の財源に余裕があるときに公金を前金払しなければならない理由はないから、預金が少なくなる時期に支出することを検討されたい。

III 五島市花いっぱい運動推進協議会事業費補助金

1 財政援助団体：五島市花いっぱい運動推進協議会

(1) 指導事項

ア 預金通帳等の管理について

預金通帳を事務に従事していない職員の机で保管していた。準公金規程第6条第1項第3号の規定により、預金通帳は所定の金庫に保管し、事故防止に努められたい。

(2) 意見

ア 監査について

監査については、監事により決算の監査が実施されており、決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点からの監査が行われているところである。

準公金規程第7条第2項は、「監事には実査を行える者を充てるなど、チェック機能が実効性あるものとなるよう努めるものとする。」と規定しているから、監査に当たっては、預金通帳と収入支出整理簿との突合を行うこと等により、会計経理が適正に処理されているかという合规性の観点から実査ができるような体制整備に取り組まれたい。

イ 事業の推進について

市全域にわたる花いっぱい運動を推進するため、特に支所地区における事業展開策を講じられたい。

2 所管部局：建設管理部（管理課）

(1) 指摘事項

ア 準公金の管理について

準公金規程第6条第3項の規定では、帳簿は、年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならないとなっている。また、この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定めることとなっているところ、市は、点検についての具体的実施方法を定めておらず、当該事務に従事していない職員による点検を受けていない。内部統制が有効に機能するよう準公金規程第6条第3項の規定に基づき事務処理されたい。

IV まとめ

理事会で予算が成立するまで市からの負担金が交付されないため、現金が不足し、車検代等の支払いが遅延している団体があった。このように、予算が成立するまでの間に現金が不足し支払ができない事態に陥ることは、他の団体でも起こり得るから、総会、理事会等を早く開催し、予算の早期成立を受けて負担金を請求することとし、又は予算が成立するまでの予算の執行方法について、規約等に定めるなどの措置を検討されたい。

準公金規程では、準公金の取扱いに係る基本方針として、「準公金は、市の所有に属さないことを踏まえ、その管理は団体によって行われるよう事務の移管に努めるものとする」としたうえで、団体の事務を市の職員が公務の一環として行うことに公益性が認められる場合など、やむを得ない事情により市の職員が団体の現金等を準公金として取り

扱う場合は、適正な管理を行うとともに、その出納について透明性の確保に努めるものとしているところ、準公金等を取り扱う関係職員は、市の会計上の審査を受けることなく現金等の取扱いを行っており、紛失や盗難などの事件や事故の発生リスクを抱えている。このため準公金規程は、第6条第3項において「帳簿は、年1回以上、当該事務に従事していない職員による点検を受けなければならない。この場合において、点検職員、点検時期、点検方法、点検結果の報告等の具体的実施方法については、所管課等の長が別に定める。」と定めているところであるが、今回監査した3団体は、点検の具体的実施方法を定めていなかった。準公金の取扱いにおいては、団体の事務局職員としての責任だけでなく市の管理責任が問われることになるので、不正防止や事故防止の必要性を認識し、速やかに内部牽制機能の強化を図られたい。

また、準公金の取扱いについては、本来、団体が行うことが基本とされているものの、監査の手続き、帳簿書類等を監査した限りにおいては、団体の役員等は出納業務、記帳業務等の経理業務に積極的に関与していない状況にある。さらに、団体内部の監査は、当該団体の現金等が適正に管理されているかチェックするためのものであるから、このチェック機能が弱いと事故等のリスクが高くなる。不正行為、違法行為、処理ミスの発生を防止するためにも、準公金規程に基づき、監事には実査を行える者を充てるなど、チェック機能が実効性あるものとなるよう体制整備に取り組みられたい。

第8 財政援助団体の概要

1 五島市防犯協会

- (1) 設立年月日 平成16年8月1日
- (2) 設立の目的 犯罪の予防、少年非行の防止及び青少年の健全育成等を図るとともに、善良な風俗の保持、風俗環境の浄化のための活動を行い、もって犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。
- (3) 事務局所在地 五島市福江町1番1号（五島市役所総務企画部総務課内）
- (4) 組織
 - ア 役員 20人（会長1人、副会長1人、理事8人、会計監事2人、幹事8人）
（令和3年2月18日現在）
 - イ 会員 関係する団体の代表者をもって組織する。
- (5) 事業の内容
 - ア 関係団体及び関係機関が実施する防犯活動の連絡調整
 - イ 自主防犯意識の普及啓発活動
 - ウ 関係団体及び防犯功労者の表彰
 - エ その他本会の目的を達成するため必要な事項
- (6) 五島市との関わり

五島市から五島市防犯協会に対する負担金の額は、令和元年度で1,025,000円となっている。

令和元年度歳入歳出決算書

歳入合計	1,127,120
歳出合計	869,882
繰越金	257,238

歳入 (単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
市 負 担 金	1,025,000	1,025,000	0	
助 成 金	40,000	40,000	0	県防犯協会活動費 助成金等
繰 越 金	22,119	22,119	0	前年度繰越金
雑 収 入	10,881	40,001	29,120	ポスター分担金、スポーツ 奨励金、預金利息
合 計	1,098,000	1,127,120	29,120	

歳出 (単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	摘 要
会 議 費	2,000	1,148	△852	理事会等会議費用
旅 費	12,000	9,950	△2,050	県防連総会出張旅費等
役 務 費	280,000	189,844	△90,156	通信費、保険料、車検代等
負 担 金	72,000	70,700	△1,300	県防連負担金
公 課 費	13,000	13,000	0	自動車税等
地域安全活動費	300,000	227,769	△72, 231	うちわ・ポスター制作費、メディアブ レイヤー購入費、ガソリン代等
防犯少年大会費	100,000	97,471	△2,529	防犯柔道大会諸費用
補 助 金	260,000	260,000	0	五島市暴走運動協議会 20,000 五島地区少年補導員 200,000 福江地区町内会連合会 40,000
予 備 費	59,000	0	△59,000	
合 計	1,098,000	869,882	228,118	

2 五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会

- (1) 設立年月日 平成22年12月16日
- (2) 設立の目的 五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会は、五島市の振興・発展並びにトライアスロン競技の普及と競技力向上を目的として、五島福江島において開催する五島長崎国際トライアスロン大会を主催する。
- (3) 事務局所在地 五島市三尾野町266番地1（五島市中央公園市民体育館内）
- (4) 組織
 - ア 役員 12人（会長1人、副会長2人、委員7人、監事2人）（令和3年2月19日現在）
- (5) 事業の内容
 - ア 本大会の実施に関する事。
 - イ 関係機関・団体との連絡調整に関する事。
 - ウ その他大会開催に必要な事項に関する事。
- (6) 五島市との関わり
五島市から五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会に対する負担金の額は、令和元年度で13,000,000円となっている。

2019五島長崎国際トライアスロン大会実行委員会決算書

収入額 53,492,349 円
 支出額 52,728,146 円
 差額 764,203 円
 ※差額は五島市へ返納
 (単位：円)

< 収 入 >

番号	項 目	予算額 A	決算額 B	差引額 (B-A)	備 考
1	五島市負担金	13,000,000	13,000,000	0	スポーツ振興寄附金額 3,341,751円
2	参加料	37,830,000	37,149,000	△ 681,000	Aタイプ 27,615,000円 (789名*35,000円) Bタイプ 9,824,000円 (307名*32,000円) キャンセル料半額返金 △290,000円 (17名分)
3	その他の収入	2,170,000	3,343,349	1,173,349	エキスポ出展料 276,000円 郵送受付手数料 60,000円 (30名分) 企業協賛金 2,160,000円 (株式会社MTG) 損保ジャパン 723,200円 (太陽光パネル10枚取替全額) その他 124,149円
	合 計	53,000,000	53,492,349	492,349	

< 支 出 >

番号	項 目	予算額 A	決算額 B	差引額 (B-A)	備 考
1	会場・コース設営、安全対策費	16,307,000	15,870,752	△ 436,248	設営費、看板製作費、レンタル料 (各会場設営及び式典テント)
2	大会運営費	15,450,000	14,838,735	△ 611,265	エイド費、輸送費、選手費、スタッフ費等
3	式典費	2,230,000	2,195,724	△ 34,276	設営費、料理代等
4	大会保険費	1,400,000	1,360,076	△ 39,924	選手、スタッフ等保険料
5	ボランティア関係費	1,600,000	1,497,913	△ 102,087	弁当、飲料等
6	競技運営費	4,600,000	4,454,702	△ 145,298	五トラ委託料、J T U・ライフセーバー謝金、計測費等
7	印刷物制作費	1,250,000	1,255,122	5,122	公式プログラム、選手名簿等
8	宣伝広告費	1,500,000	1,041,885	△ 458,115	公式ポスター等 2019大会ウェブサイト更新料
9	公認料・強化費	2,162,000	2,160,864	△ 1,136	2019大会強化費・公認料
10	大会コーディネーター料	4,001,000	4,000,864	△ 136	U S Mインターナショナル
11	関係者出張費	1,200,000	1,044,332	△ 155,668	大会及び会議時交通宿泊費
12	五島事務局運営費	1,300,000	1,281,667	△ 18,333	運営経費 (固定電話料、切手代、消耗品等)
13	賠償補償費	0	1,725,510	1,725,510	太陽光パネル 10枚の取替修理及び 14枚の取替修理相当額を補償
	合 計	53,000,000	52,728,146	△ 271,854	

3 五島市花いっぱい運動推進協議会

- (1) 設立年月日 平成17年1月
- (2) 設立の目的 五島市花いっぱい運動推進協議会は、花いっぱいの郷土づくりを推進し、豊かで潤いのある観光都市づくりに寄与することを目的とする。
- (3) 事務局所在地 五島市福江町7番1号五島振興局内（五島市役所管理課内）
- (4) 組織
 - ア 役員 9人（会長1人、副会長2人、運営委員4人、監事2人）
 - イ 会員 各機関、団体の代表者及び知識又は経験を有する者（令和3年2月1日現在の委員数16人）
- (5) 事業の内容
 - ア 市全域にわたる花いっぱい運動の推進
 - イ 関係行政機関及び諸団体との連絡調整
 - ウ 調査、研究
 - エ その他本会の目的達成に必要な事項
- (6) 五島市との関わり
五島市から五島市花いっぱい運動推進協議会に対する補助金の額は、令和元年度で900,000円となっている。

令和元年度五島市花いっぱい運動推進協議会事業収支決算書

収 入	920,527 円
支 出	852,418 円
差 引	68,109 円

(収入の部)

(単位：円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備 考 (説明)
1 繰越金	20,523	20,523	0	前年度繰越金
2 補助金	900,000	900,000	0	市補助金
3 雑収入	6	4	▲ 2	預金利息
計	920,529	920,527	▲ 2	

(支出の部)

(単位：円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増減	備 考 (説明)
1 花種子等配布事業費	420,000	477,619	57,619	花苗・種子代
2 花壇等整備事業費	190,000	187,121	▲ 2,879	培養土・推肥代
3 花いっぱい運動推進表彰事業費	115,000	75,098	▲ 39,902	表彰用記念品等
4 都市観光づくり事業	100,000	67,750	▲ 32,250	講座開催経費15,500円 末広公園花壇整備52,250円
5 花いっぱい運動推進モデル地区事業費	60,000	30,000	▲ 30,000	助成金15,000円×2地区
6 事務費	35,000	14,830	▲ 20,170	
旅費	15,000	8,190	▲ 6,810	会議出席時費用弁償
消耗品費	5,000	0	▲ 5,000	
食糧費	10,000	6,640	▲ 3,360	お茶代
通信運搬費	5,000	0	▲ 5,000	
7 予備費	529	0	▲ 529	
計	920,529	852,418	▲ 68,111	

第9 補助金等の概要

1 五島市花いっぱい運動推進協議会事業費補助金

- (1) 支出根拠 五島市花いっぱい運動推進協議会事業費補助金交付要領
- (2) 趣 旨 市は、花いっぱい運動をはじめとする花と樹木等の植栽事業を行うことにより、花と緑の街づくりの推進を図るため、予算の定めるところにより、五島市花いっぱい運動推進協議会に対し、五島市花いっぱい運動推進協議会事業費補助金を交付する。
- (3) 補助対象事業 花いっぱい運動推進協議会事業
- (4) 補助対象経費 花種子等配布に要する経費、花壇等整備に要する経費、花いっぱい運動推進表彰に要する経費、花の育て方講座開催に要する経費、花いっぱい運動推進モデル地区に要する経費、その他花いっぱい運動推進に寄与すると認められる事業に要する経費、協議会運営に要する経費
- (5) 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- (6) 補助金の額 市は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。